四厚発１２０２第２号
令和７年１２月２日

松山市長　殿

四国厚生支局長
（公印省略）

令和８年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る
整備計画書の提出について（依頼）

標記補助金の交付については、昭和６２年７月３０日厚生省発健医第１７９号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」により行われているところ、当該補助金に係る実施計画の策定のため、あらかじめ整備計画を把握する必要があることから、貴市及び貴管内における非営利法人分の整備計画書を取りまとめのうえ、別途連絡する期日までに提出されたい。

なお、該当がない場合もその旨回答されたい。

事　務　連　絡
令和７年１２月２日

管内各県・中核市
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金　担当課　御中

四国厚生支局健康福祉課

令和８年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る
整備計画書の提出にあたっての留意事項について

標記については、「令和８年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る整備計画書の提出について（依頼）」（令和７年１２月２日付四厚発１２０２第２号四国厚生支局長通知）により依頼しているところ、整備計画書等の作成にあたっては、下記の点に留意の上、提出いただきますようお願いします。なお、以下の設備整備事業の募集については、別途ご連絡致します。

・都道府県がん診療拠点病院

記

１．整備計画書等の様式について

（１）整備計画内訳（**施設**整備事業のみ）

別添１「Ｒ８年度_整備計画内訳（施設）」に施設毎の施設整備費実施計画内訳について記載願います。また、ヒアリングの概要や特記事項があれば、併せて御提出ください。（様式任意）

（２）整備計画一覧（**設備**整備事業のみ）

別添２「Ｒ８年度_整備計画一覧（設備）」に施設毎の設備整備費の整備内訳について記載願います。

（３）整備計画書

各施設の整備計画については、別添３「Ｒ８年度_整備計画書様式」（ＺＩＰファイル）のとおり各施設の所定様式に記載願います。各施設の様式番号については、別添４「Ｒ８年度_様式一覧」を参照してください。記載に当たっては、別添５「Ｒ８年度_留意事項」を御確認ください。

（４）今後５年間の整備計画予定表（**施設**整備事業のみ）

令和８年度から令和１２年度に予定している整備計画について調査の上、別添６「Ｒ８～１２_年度整備計画予定表」にて御報告願います。なお、今後の予算要求や執行方針の参考としますので、漏れがないよう記載いただくとともに、計画の追加や変更がありましたら、その都度御連絡いただくようお願いします。

２．提出方法について

電子媒体でのご提出をお願い致します。

※（１）～（３）については、別添の「【提出方法】令和８年度保衛補助金整備計画書」（ＺＩＰファイル）を参考にご提出をお願い致します。

※該当がない場合についても、下記提出期限までにメールにてご連絡をお願いいたします。

３．整備計画書等の提出期限等について

令和８年１月９日（金）必着（厳守）

４．留意事項

（１）国庫補助所要額は、現時点では「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（昭和６２年７月３０日厚生省発健医第１７９号）の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（令和７年５月１日最終改正）に基づき算出してください。

（２）施設整備事業、設備整備事業ともに整備計画額が予算額を超過した場合には、減額査定を行うことがあります。

（３）整備計画提出に当たっては、計画内容をよく精査いただき、後で計画を変更することがないよう調整願います。整備計画の提出後にやむを得ない事情により変更が生じた場合は、速やかに連絡願います。

（４）例年、提出書類に不備が散見され、照会や修正に時間を要しています。よくある不備をもとに、最低限チェックしていただきたい事項を以下に列挙しますので、整備計画書等の提出に当たっては十分に確認願います。

- 様式に記載漏れがないか。
- 様式に記載されている添付書類が漏れなく添付されているか。
- 書類上の齟齬（見積書と様式上の金額が異なっている等）がないか。
- 総事業費は補助対象となる事業費の合計であるか（補助対象外の事業費は含めない。）。
- 単位（千円単位か円単位か）は間違っていないか。
- 施設整備について事業が２か年以上にまたがる場合、事業の進捗率について、可能な限り実態と合うよう算出されているか。

５．今後のスケジュール（予定）

令和８年１月下旬	整備計画書の内容確認及び疑義照会
３月	国庫補助額の確定、財務省に実施計画の協議
４月～５月	内示

※あくまで予定のスケジュールであり、審査件数や審査状況により変動する可能性がございますので、御了知ください。

【問合せ先】
四国厚生支局 健康福祉課　笠井
〒760-0019　香川県高松市サンポート３番３３号　高松サンポート合同庁舎北館４階
TEL：087-851-9566　　E-mail：kasai-shinji@mhlw.go.jp

別添５

令和８年度 整備計画書提出に当たって留意すべき事項

（共通事項）

（１）指定都市及び中核市以外の市区町村並びに非営利法人が直接補助事業者となる整備計画については、当該市区町村及び非営利法人を管轄する都道府県において取りまとめの上記載すること。

なお、精神保健福祉関係施設においては、これによらず、直接補助事業に係る施設及び設備整備計画（指定都市が設置する精神保健福祉センターを除く。）について、都道府県において取りまとめの上記載すること。

（２）原則として、単年度をもって完了するよう計画することとするが、施設整備について、やむを得ない事情により事業が２か年以上にわたる場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は、全体計画と当該整備計画について、本整備計画書様式に準じて作成した書類を添付すること。

（３）特に設備整備において、整備計画書提出後に計画内容の変更要望が行われるケースが散見される。具体的な整備計画を精査し、やむを得ない事情による場合を除いて、整備計画書提出後に計画内容に変更が生じることのないように留意すること。

（整備計画書関係）

整備計画の策定に当たっては、施設ごとに次の点に留意すること。

（１）農村検診センター

昭和５９年１月１４日衛発第２３号「農山村保健対策の推進について」による施設整備事業とすること。

（２）結核患者収容モデル病室

平成４年１２月１０日健医発第１４１５号「結核患者収容モデル事業の実施について」による施設整備事業とすること。

（３）エイズ治療拠点病院

平成６年６月２３日健医発第７４６号「エイズ治療拠点病院整備事業について」による施設及び設備整備事業とすること。

（４）難病相談支援センター

平成２７年３月３０日健発０３３０第１７号「難病相談支援センターの整備について」（以下「センター実施要綱」という。）による施設整備事業とすること。

（５）難病医療拠点・協力病院

平成１０年４月９日健医発第６４０号「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」による設備整備事業とすること。

（６）感染症指定医療機関

第一種及び第二種感染症指定医療機関については、平成１１年３月１９日厚生省告示第４３号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３８条第２項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準」による施設及び設備整備事業とすること。

（７）感染症外来協力医療機関

平成１６年３月２９日健発第０３２９００２号「感染症外来協力医療機関の整備について」による施設及び設備整備事業とすること。

※なお、継続して整備を進めている「感染症外来協力医療機関」施設整備に限りの募集となりますが、令和６年７月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において役割が明記された「協定締結医療機関」に参加することを条件とします。

（８）原爆被爆者保健福祉施設

昭和６３年１２月１３日健医発第１４１５号「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」による施設及び設備整備事業とすること。

（９）原爆医療施設

・　広島赤十字・原爆病院及び長崎原爆病院（原爆医療施設）の改築整備事業に限ること。

・　日本赤十字社が原爆医療施設に設置する検査機器等に限ること。

(10) 原爆被爆者健康管理施設

広島市･長崎市が設置する原爆被爆者健康管理施設の設備整備事業に限ること。

(11) 眼球あっせん機関

平成１２年７月１８日健医発第１１０８号「眼球あっせん機関の設備整備事業について」による設備整備事業とすること。

(12) 医薬分業推進支援センター

平成４年８月６日薬発第７２４号｢医薬分業推進支援センターの整備について」による施設及び設備整備事業とすること。

(13) 食肉衛生検査所

・　平成４年６月２日衛乳第１１５号「食肉衛生検査所の整備について」による施設及び設備整備事業とすること。

・　平成１４年３月２９日食発第０３２９００２号「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備の実施について」の別紙「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備実施要綱」による設備整備事業とすること。

(14) 市場衛生検査所

平成１５年６月２６日食発第０６２６００２号「市場衛生検査所設備等整備事

業について」による設備整備事業とすること。

(15) と畜場

平成１４年1月３１日食発第０１３１００７号「と畜場衛生設備等整備事業について」による設備整備事業とすること。

(16) 精神科病院等

精神保健福祉法第１９条の１０第１項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神科病院等」という。）の施設及び設備整備事業並びに同法第１９条の１０第２項に規定する営利を目的としない法人（以下「非営利法人」という。）が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村（一部事務組合を含む。）が設置する精神科病院等の設備整備事業とすること。

ただし、２７年度以降新規の施設整備事業については、原則として、次に定める精神病床数に関する条件を満たさなければならないこと。

○新設又は増設の場合

新設又は増設によって増加する精神病床数と都道府県内の既存の精神病床数の合計が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回らないこと。

○改築の場合

都道府県内の既存の精神病床数が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回っている場合は、改築する病棟の精神病床数を　１０％以上削減すること。

ただし、精神病床の基準病床数と都道府県内の既存の精神病床数の差が、改築する病棟の精神病床数の１０％以下である場合は、その差分を削減すればよいこと。

また、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健福祉法第１９条の８の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。

なお、施設整備事業の改修については、平成１０年１２月１１日障第７１０号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神科病院療養環境改善整備事業実施要綱」に基づく改修に限ることとする。

(17) 精神保健福祉センター

精神保健福祉法第６条の規定により、都道府県が設置する精神保健福祉センタ

ー及び指定都市が設置する精神保健福祉センターの施設及び設備整備事業とすること。

(18) 精神科デイ・ケア施設

地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。）の施設整備事業及び地方公共団体が設置する精神科デイ・ケア施設の設備整備事業とすること。

(19) 精神科救急医療センター

平成１７年７月７日障発第 0707001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、医療法第３１条に規定する公的医療機関、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業とすること。

(20) 精神科救急車

都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第３３条の６第１項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業とすること。

(21) 精神科救急情報センター

平成２０年５月２６日障発第０５２６００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業とすること。

(22) 組織バンク

平成１９年２月５日健発第０２０５００４号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性の高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業とすること。

(23) マンモグラフィ画像読影支援システム

平成１９年４月４日老発第０４０４００４号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により、各都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する事業とすること。

(24) ＨＩＶ検査・相談室

平成２３年４月１日健発０４０１第２６号厚生労働省健康局長通知「ＨＩＶ検査・相談室整備事業について」の別紙「ＨＩＶ検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する

ＨＩＶ検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業とすること。

(25) 末梢血幹細胞採取施設

平成２４年１１月１５日健発１１１５第３号「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」による設備整備事業とすること。

(26) 小児がん拠点病院

平成２５年２月８日健発０２０８第３号「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業とすること。

なお、補助対象事業者は小児がん拠点病院に指定された医療機関に限る。

(27) 喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関

令和２年３月３１日健発０３３１第５６号「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が設置する保健所が行う設備整備事業とすること。

(28) 地方衛生研究所等

地方衛生研究所等は、設備整備費については、都道府県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。また、施設整備事業については、令和６年４月１日健生発０４０１第２号「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置自治体、地方独立行政法人が設置する地方衛生研究所等が行う施設整備事業とすること。